

那覇市路上違反簡易広告物除却活動要綱

平成 27 年 11 月 2 日部長決裁

平成 30 年 5 月 11 日 改正

令和 5 年 3 月 1 日 改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。)第 7 条第 4 項の規定に基づき、那覇市屋外広告物条例(平成 24 年那覇市条例第 69 号。以下「条例」という。)に違反する簡易広告物について、その除却を市長の委任を受けた地域住民等との協働によって実施することにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 簡易広告物 法第 7 条第 4 項の規定により除却の対象となるはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等をいう。

(2) 路上違反簡易広告物 道路区域内に表示又は設置された簡易広告物で、条例に違反するものをいう。

(活動団体の認定)

第 3 条 市長は、路上違反簡易広告物の除却を実施することが適当と認める団体(満 18 歳以上の者 2 人以上で構成される市民団体、企業その他の団体に限る。)を路上違反簡易広告物除却活動団体(以下「活動団体」という。)に認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、路上違反簡易広告物除却活動団体認定申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、那覇市道路ボランティア団体にあつては、当該書類の全部又は一部を添付しないことができる。

(1) 路上違反簡易広告物除却活動計画書(第 3 号様式)

(2) 路上違反簡易広告物の除却を実施する予定地域を示す図面

(3) その他市長が必要と認める書類

(活動団体認定書の交付等)

第 4 条 市長は、前条第 2 項の規定による申請書を提出した団体を活動団体に認定したときは、当該団体に対し路上違反簡易広告物除却活動団体認定書(第 4 号様式)を交付するものとする。

2 認定の期間は、前項の規定による認定書の交付の日から 4 年以内とする。

3 前項の認定の期間について、市長が適当と認めるときは、これを更新することができる(第1号様式を提出すること)。

(活動団体変更等の届出)

第5条 活動団体は、第3条第2項の規定により提出した書類に記載した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、路上違反簡易広告物除却活動団体認定変更届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 活動団体は、解散又はその活動を中止したときは、遅滞なく、路上違反簡易広告物除却活動団体解散届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(活動団体認定の取消し)

第6条 市長は、活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 構成員が2人未満になったとき。

(2) 活動団体としてふさわしくない行為があったとき。

(3) その他活動団体が路上違反簡易広告物の除却を実施することが適当でなくなったと市長が認めるとき。

(除却活動団体への委任等)

第7条 市長は、法第7条第4項の規定により、認定した活動団体に対し、路上違反簡易広告物の除却の権限を委任する。

2 活動団体の代表者(以下「代表者」という。)は活動団体の構成員の中から除却活動員を選任することができる。選任された者は、前項と同様に除却の権限を市長より委任されたものとする。

3 代表者は、路上違反簡易広告物除却活動員名簿(第2号様式)を作成し、市長が求めた場合は提示しなければならない。

4 除却活動員は、市長が開催する路上違反簡易広告物の除却に関する講習会等を受講しなければならない。

5 第1項の権限の委任期間は、4年以内とする。

6 前項の委任期間について、市長が適当と認めるときは、これを更新することができる(第1号様式を提出すること)。

7 市長は、第2項の規定による委任をしたときは、除却活動員に対し腕章を交付するものとする。

8 市長は、代表者より要請があった場合、路上違反簡易広告物除却活動員証明書を交付することができる。

(除却活動)

第8条 除却活動団体は、路上違反簡易広告物除却活動計画書(第3号様式)により示した場所において除却活動を行うものとする。

2 除却活動で除却できる路上違反簡易広告物は、政党、政治団体、労働団体その他の団体又は個人が政治活動又は労働組合活動のために表示する広告物以

外で市長が指定するものとする。

- 3 除却活動は、2人以上で行い、活動中の事故防止に留意しなければならない。
- 4 除却活動員は、除却活動を行うときは、前条第7項の規定により交付された腕章を着用しなければならない。
- 5 除却活動において、簡易広告物が路上違反簡易広告物に該当するかどうか不明確な場合、その除却を行ってはならない。
- 6 除却活動団体は、法、条例その他の関係法令及びこの要綱の規定を遵守するとともに、市長の指示に従うものとする。
- 7 除却活動中に路上違反簡易広告物を表示又は設置した者等との間で争いが生じたときは、除却活動を中止し、直ちに市長に連絡しなければならない。
- 8 除却活動団体及び活動員は、その権限の行使上知り得た秘密を洩らしてはならない。その身分を失った後も、同様とする。

(報告)

第9条 代表者は、除却活動を行ったときは、路上違反簡易広告物除却活動報告書(第9号様式)により、活動を行った月の一月分をその翌月の七日までに市長に報告するものとする。この場合において、当該報告は、郵送、ファクシミリ又は電子メール等により行うことができる。

(除却活動団体委任の取消し)

第10条 市長は、活動団体が第5条第2項に規定する路上違反簡易広告物除却活動団体解散届を提出したときは、その委任は当該届により取り消されたものとする。活動団体が第6条の規定により認定を取り消されたときもまた同様とする。

2 除却活動員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長または代表者は当該除却活動員に対する委任を取り消すことができる。

- (1) 除却活動員から退任の申出があったとき。
- (2) 除却活動員としてふさわしくないと認める行為があったとき。

3 除却活動員は、その委任を取り消されたときは、第7条第7項及び第8項の規定により交付された腕章等を市長に返却しなければならない。

(活動への支援)

第11条 市長は、除却活動員の除却活動に対し、予算の範囲内において次に掲げる事項に関し支援することができる。ただし、活動団体及び除却活動員に対し除却活動の対価としての報酬等は支給しない。

- (1) 除却活動に必要な用具の貸与
- (2) 除却活動員のボランティア保険への加入
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(表彰)

第12条 市長は、活動団体としての除却活動が特に優れていると認める場合に、

当該活動団体を表彰することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

付 則

(施行期日等)

この要綱は、令和5年3月1日から施行し、第4条第2項及び第7条第5項は令和4年10月1日から適用する。